

第十二号

温  
披

須佐町郷土史研究会

## 三蔭山招魂社建設の次第

【1頁】

### 三蔭山招魂社建設の次第

明治元年の暮れ幕末における内戦が奥州・北越にて終戦となり、これに参戦した須佐奇兵隊員も帰省した。この時兼重五郎四郎（厚平）の主唱にて隊員の大賛成を得て招魂場創建の願書を邑政堂に差出す事となった。

#### 願書

時運の変転止むを得ず次第とは申し乍ら、甲子の年京師変動、引続き国事に死する者少なからず、追々本藩においては招魂祭執行され候得共、御内輪の儀は未だ其の儀無く候に付何とぞ招魂場開建仰付られ候はば、甲子年以来戦死忠死の者靈魂を地下に慰めたく志願に候処、当今の御仕組中御普請事総て御廃止の砌に候えば微力乍ら私願主と相成り、尚同志の者より心掛け次第の寄附御許しをとげられれば合力を以つて創立仕度存奉候。右場所柄の儀は吉祥閣古跡地形相応且諸藩人通行の節参拝の便宜彼是此地に限り候様愚考奉り候。左候はば黄泉の靈魂は申すに及ばず御家中一統斯迄御手厚く仰付られ候儀と感涙奉り奮発の一助とも相成る可く存奉候間何とぞ御心入を以つて御許容遂げられ下され候様歎願奉候。此段御序の節宜敷様御取成願上奉候 以上。

辰の九月

兼重五郎四郎

右出願後何たる指令もこれなく旦つ地所の事に異見を生じたので更に奇兵隊  
在隊帰休者より追願せり。

歎願奉候事

先年来御内輪戦死忠死の人員も少なからず候に付いては其靈意を慰める為招  
魂場御創建これ有たく先達つて兼重五郎四郎より申出置候処、御詮儀半途の趣  
にて今日に至り成否仰せ出されずに付、重ねて歎願奉候。素より必至御難渋中  
の事に候えば僅かの御費用も相省き、下々においては精々相働き建立仕度覚悟  
に御座候。何とぞ私共一統帰休中成就の上祭事相調度存奉候間其御都合を以つ  
て急速御運び方願奉候。もつとも先般願出候吉祥閣の儀は佛跡且は陰地にて相  
応の靈地とも申し難く一統の氣付筋にては御靈社地の南赤禿の地形東面の陽地  
にて、自から御靈社地に引連なり往返りの旅人参詣の便宜をもつて勝地と愚考  
奉候えば速かに御英断を以つて御許容仰付られ候様偏に歎願奉候。

辰の十二月二日

奇兵隊 人数中

御沙汰の写

兼重五郎四郎

右甲子以来国事に死する者少なからずに付、招魂場開建の儀に付願出の趣神  
妙の事に思召され候。右は兼々御存念もあらせられ候処御軍務其外御多事の央  
(なかば)余儀無く御延引に相成り、其の後弥増、御所帯向御差詰に付いては  
只今御手も届かせられ難く候折柄志願もこれ有る儀に付願いの通り差免され候  
事。

辰・十二月

口達を以つて

所柄の儀は思召もこれあり日限地藏の所仰付られ候事 十二月十九日地所引渡に付、各集会して邑政堂より市山淳藏 立会員として差出され同伴にて日限地藏の地、字浄土院に至り境域縄張りをなす。

明治二年正月六日、浦本町大谷丈右衛門宅を借受け招魂場創建事務所と定め同志者各々鍬鎌をとりて開墾に着手。十一日に至る一月十二日野頭村より助力四十四人、奥両組其外より助力二十九人 総計七十三人。

【4頁】

同十三日、須佐地組より十三人、野頭村より四十五人、西浦より四十六人、外木挽二人 総計百六人の助力あり。同十四日、三原村より七十八人、瀬尻組より七人 外に木挽二人 総計八十七人の助力あり。同十五日、三原村より五十四人 外に木挽二人 大工一人 総計五十七人の助力あり。同十六日、市街助力十四人 宇谷四人、東浦十人・御細工人五人・海藏庵町十五人、三原村十五人、下田万村二十八人、町組三十二人・外に婦女十二人 総計百三十五人。

同十七日、宇谷組十人、沖浦十五人・三原三人・押谷二人・市街二十二人・内大工一人・石工五人・瀬尻九人・内木挽三人・野頭木挽三人・浦東五十四人 下田万六十六人 外に婦女三十二人、総計二百十六人の助力あり。

同十八日、尾浦より二十七人、浦東より三十九人・市丸組十五人・沖浦より木挽二人・浦石工一人・御細工人三人・三原村より四人 同村士族六人・上小川四人・上田万三人・市街九人、内婦女十五人 総計百二十八人の助力あり。

同十九日、墓標堀立をなす。

同二十日、墓標堀立及貫抜門を建設せり。

同二十一日休暇

【5頁】

同二十二日、招魂祭の準備をなす。

同二十三日、旧浄土院山の字を改めて三蔭山招魂場と称し招魂祭式を執行す、市街を始め各村より競って酒・米・餅等を献納すること山の如く遠近の老少男女相携立て参拝し境内立錫の地無きに至る。式了りて数箇の酒樽(四斗入)を配置して参拝者に随意酒をくみ飲み 各々歡びを尽して開散す。夜事務所において祭主・祭官其他関係者数十名を招宴し頗る盛宴なり。

#### 記

一、地名は海藏庵町三蔭山と称す(旧浄土院と云う建築の時に当り改称す)此の地元畠にして代価壹円三拾錢六厘なり。

一、三畝拾八歩の地を兩段となし、上段の中央に一社殿表壱間・裏行壱間半を設け楠木正成朝臣の靈主を安置す。

一、社殿の左右に三十二名の木碑を羅列す、碑銘未詳細別に記載す。

一、建築は明治二年正月六日開拓を始め同月二十日落成す。同月二十三日招魂祭を執行す。

#### 【6頁】

一、兼重厚平の發起により同盟中協議して造築の世話をなし、落成の上神官松永勝宣を頼んで祭典を行う。

一、寄附米金現に貯蓄する事無し、入費の事件有る時は同盟中集議して各分に応ずるの寄附をなす。

一、税金は益田親祥より年々上納す。

一、祭日は毎年四月十五日、十月一日を定例となす。

一、造築以来年々の祭祀料並に供物等同盟中の寄附金を以ってすまし来るといへども近年は一切益田親祥より寄附の例となる。

一、同盟中一歳兩次集会して招魂場の事件を議し当日に両丁を雇いて招魂場の掃除をなさしむ

一、祭日は幕提燈其の他用度、益田親祥より借用の例となる。

世話社中人名

中村満忠	大谷千代松	横田右助	中村英義
津田常名	大谷実継	大草多計彦	西尾壮助
黒谷英輔	河上俊慎	岩本勇馬	山地乙吉

【7頁】

品川喜平治 石川善一

一、明治二年八月 社殿板葺の屋根破損によつて社中協議の上寄附金を出し且益田親祥の寄附ありて瓦葺となす。

第式十一大区 区所長

招魂社経費並に墳墓修繕費左の通り相定められ候条 明治七年四月揭示に及び候、内務省乙第二十二号達書の旨を体し篤く心遣い致す可く候事  
但祭典の義は代神社祀官掌相勤め年中経費は総て其の都度には明細帳を以つて引受戸長より申出可き儀と心得る可き事

令関口隆吉代理

明治九年二月十八日 山口縣参事 木梨信一

須佐村三蔭山招魂場

祭祀人員拾壹名

一、金三拾五円 招魂社一ケ年定額  
内

【8頁】

金拾円

祭祀料

但神饌料は毎壱人別に金貳拾五銭宛を給す

金貳拾五円

修繕費

但掃除夫等の費用も此内より支給すべし

一、金六円貳拾五銭

墳墓修繕費定額

阿武郡須佐村三蔭山招魂場祭祀一回に

有田彦兵衛 忠孝

藤田 篤輔 義懷

久我 龜吉 忠行

村岡彦十郎 本真

芳川 道助 正義

中村 芳彦 金義

原井 直助 政徳

渡辺 九郎 明

金山義十郎 忠真

内田正一郎 尚武

山下範三郎 安邦

以上拾壱名

右の通り御達相成候条本文能々注意して諸事心得違ひ

【9頁】

無き様取計申可く 猶此旨普く知達に及ぶ可く候なり

二月二十四日

会議所

戸長

山本昌三殿

招魂場人員録

碑面

有田彦兵衛 忠孝 神靈

明治改元戊辰正月六日

戦死、山城国伏見 行年 二十三才

右元本藩領弥富村農回天軍に加はり後奇兵入隊  
碑面

久我龜吉 忠行 神靈

明治改元戊辰五月六日 越後椎谷にて  
負傷五月十日死病院 行年 二十三才

右須佐村農奇兵入隊

【10頁】

碑面

芳川道助 正義 神靈

明治元五月十二日 戦死 越後国妙見  
行年 二十一才

右弥富村農回天軍に加はり後奇兵入隊

碑面

原井直助 政徳 神靈

明治元戊辰五月十三日 戦死 越後国妙見  
行年 二十八才

右元益田親祥家来奇兵入隊

碑面

金山義十郎 忠眞 神靈

明治元五月十三日 越後国妙見負傷

二十八日 小千谷病院死 行年 二十三才

右元益田親祥家来奇兵入隊

碑面

内田正一郎 尚武 神靈

明治元戊辰五月十三日 越後国妙見負傷六月

【11頁】

右元益田親祥家来奇兵入隊

十六日死 小千谷病院 行年 二十二才

碑面

山下範三郎 安邦 神靈



明治元七月四日 戦死 越後国螺嶽  
行年 二十八才

右元益田親祥家来奇兵入隊

碑面 藤田篤輔 義懷 神靈

明治元七月廿五日 戦死 越後国長岡

行年二十四才

右元益田親祥家来奇兵入隊

碑面 村岡彦十郎 本真 神靈

明治元八月十一日 越後国陣嶺負傷

病院 死

同右 中村芳彦 金義 神靈

明治元八月二日 越後国月岡負傷翌年

四月十三日 死 病院 行年十八才

同右 渡辺九郎 明 神靈

碑面 以上明治元年官軍に従って戦死の部

同右 田村育藏 直道 神靈

元治元甲子七月十八日 戦死 京師

行年三十才

右元益田親祥家来

碑面 澄川謙藏 正義 神靈

碑面

碑面

碑面

【13頁】

右同

碑面

元治元年甲子七月十八日 戦死 京師  
行年 二十三才

中村惣治 藤信 神靈

右同

碑面

元治元 甲子七月十八日 戦死 京師  
行年 三十三才

中尾易三郎 宣足 神靈

右同

碑面

元治元 甲子七月十八日 戦死 京師  
行年 三十二才

大谷樸助 実徳 神靈

碑面

元治二年三月一日 忠死 浄蓮寺自刃  
行年 二十八才

河上範三俊慎神靈

碑面

元治二年三月一日 忠死 法隆寺自刃  
行年 二十五才

上田亀二郎 健光 神靈

【14頁】

行年未詳

元治三 六月十七日 戦死 石州益田

右元益田親祥家来

碑面

梅津熊之進 正義 神靈

元治三年七月二十七日 戦死 豊前国大谷越  
行年 二十五才

右元益田親祥家来にして奇兵隊入隊

碑面

若月健造 勝正 神靈

元治三年七月二十七日 豊前国赤坂負傷

十月八日 死 病院

行年 二十二才

右元益田親祥家来

碑面

御手洗乙五郎 光重 神靈

元治三年八月十七日 豊前太貫坂負傷

九月十九日 死 病院

【15頁】

行年二十一才

右益田親祥領三原村農奇兵入隊

以上甲子以来国事に勤勞した戦死忠死の部

碑面

小国融蔵 武彝 神靈

元治三年五月二日 病死

行年 四十二才 (慶応二年)

右元益田親祥家来

碑面

三浦政衛 義一 神靈

元治三年九月廿日 病死 赤間関

行年 三十才

右元益田親祥家来にして奇兵入隊

碑面

草野龜姿 実友 神靈

元治三年十月二日 石州大田

行年 二十一才

【16頁】

右元益田親祥家来

碑面

波田仙市 忠武 神靈

元治三年十二月廿四日 萩

行年 二十六才

右元益田親祥家来にして奇兵入隊

碑面

笹倉親之丞 政義 神靈

元治四年二月廿三日 死

行年 二十五才

同右

碑面

岡村清蔵 忠光 神靈

元治四年十一月一日

行年 二十五才

右元益田親祥領野頭村農にして奇兵入隊

碑面

寺山勝太郎 則正 神靈

元治 十二月七日 死

【17頁】

行年 二十三才

同右

碑面

寺山伊勢之進 正雪 神靈

明治元二年九月 死 越後国柏崎病院  
行年 二十三才

同右  
碑面

兼重小八郎 佑武 神靈

明治二年十月八日 死

行年 二十五才

同右

碑面

矢田助之進 正義 神靈

明治二年十一月三日 死

行年 二十七才

右元本藩領弥富村農にして回天軍に加はり奇兵入隊

碑面

松原六左衛門 堯近神靈

【18頁】

万治三 十月十四日 忠死

行年未詳

右元益田氏の臣にして同家二十一代元堯の時に殊遇せられ元堯

喪にあたりて再三殉死請うも許されず依つて二周忌に当りて屠服す

栗栖直幹

明治十年 西南の役 戦死

大谷梅吉 右同

岡部定一 右同

田中松藏 右同

以上三十六名

伊藤家文書より

# 三の逕

【注】「復刻あとがき」参照

## 三之逕序

【注】「復刻あとがき」参照

書曰以禮制心 味哉言也 蓋禮之制心無不可制者 但自周之衰禮儀揮地 雖有賢者不獲所以制之術 於是初倡治心安心說老莊儒仙各道所見雖違於古時之不可以己也 今夷考數家 其理致高妙纖悉不遺 仏氏之學斯為最矣 亦今人之所不可不知也 瀧君弥八學究百家往年有問死生安心 說者書以對焉 其括諸家大要列眉不啻且言徒論死生安心而 仁澤不及者仙老不容焉 可謂規箴後學深切矣 讀者不以三隅反之則焉知瀧君之言折中何物乎

宝曆四年冬十二月 長門 秦 守節

書に曰く礼を以て心を制す 味なるかな言や蓋し礼の心を制すは制すべからざるものなし 但し周の衰より礼儀は地に揮うのみ。賢者有りと雖も之を制する所以の術を獲ず。是に於いて始めて治心安心を倡う。老莊儒仙の説、<sup>おの</sup>各の道、見る所古時に違うと雖も己むを以てすべからざるなり。今、數家を夷考す。其の理高妙に至り纖悉遺さず。仏氏の學 斯に最も為す矣。又今人の知らざるべからざるところなり。瀧君弥八、學は百家を究む。往年、死生安心の説を問う者有り。書を以て對<sup>こた</sup>う。其の括諸家大要列眉、啻にせず。且つ言の徒に死生安心を論じて 仁沢物に及ばざるは仙老容れず。後學を規箴すること深切と言うべし。讀者三隅を以て之に反せざれば 則ち焉んぞ瀧君の言何物に折中することを知らんや。

宝曆四年冬十二月 長門 秦 守節



三之選序

若曰以禮制心味我言也蓋禮之制心無不可制者但自用之表禮義揮切難有賢者不獲取以制之術於是初偈治心安心設老莊儒佛各道所見難達於

古時之不可以已也今夷考教家生理致高妙鐵悉不遺佛長之學斯為家矣云今人之所不可不知也哉君除八學家百言性年有問死生安心說者若以對焉其指諸家大要列眉不啻

【右】上

波田守節の序文

第1頁

瀧鶴台の序文冒頭部分

且言徒論死生安心而仁澤不及物者佛老不容皆可謂規箴

後學深切矣讀者不以三隅及之則吾知識君之言折中何如

乎

寶曆四年十二月 長門 秦守節

三の選序

不天性懶惰小して徒不し年力送馬大給後申て今年而立小乃ぬ熟思ひて人及此心白駒の陣をるるより速くして行かざる其心て不子以少を君察此私心は徳小種此雲と此比當と之し花とつし君若くは物おそしめて若くは松中初く有瀬此又以て吾若のる不託も瀧子滄海此一葉と東坡云々んと云ざるをかうした少人左に此物小ると今中此と云く吾若夜の爰



### 三の逕序

予天性懶惰にして徒に年月を送り、犬馬の齡積りて今年而立に及びぬ。熟思  
ひ三に人間の一生は白駒の隙を過るより速にして行ク水と共に待ててふ  
事を聞ず、黒髪の乱れ心其儘に棘の雪を頂、比盛と見し花もいつし  
か青葉の梢紅葉して霜の枯枝と移ろう、有涯の身を以て無窮の間に託す  
渺たる滄海の一粟と東坡が言けんも実さる事ぞかし、たとひ古稀の齡に至  
るも今四十年の過るは春の夜の夢なるべし、富貴榮華は芴通にひとしく身後の  
名も生前の酒にしかずとかや聞けば名を求め利を貪りて何かせん、さはいへ人  
として草木と同じく朽果は誠の人とやは言べき、世の助人たるかいはあらめ  
さりとして数ならぬ身のいかで世の助とはなるべき、小節に拘わりて辺幅をお  
さめ身を持つ事石佛の如くして愚者のめを悦ばしめ世俗の譽れを買得るとも人  
の為め一文の錢に直らじ、さらば貧きを救ひ乏きに施さんも家を整ふる方便

### 【20頁】

だになければいかで心に任せん、しかし学び得たる端ばしを世の人にも伝え、  
独得し楽しみを心あらん人に造（誥）知らせてんは、自らが天地に背ず世に立てる  
志ならんかしと夜半の燈火に向ひ筆を吻りて人の問に答え侍る物ならし。

原文の誤り  
享保戊午春「注」「復刻あとがき」参照

鶴台山人序

### 三の逕

生死の沙汰安心の儀に付て聖人の道と佛老の道の大略御尋仰せ下され候 聖  
人の道は天下を治め安んずるの道にて候故 左様の沙汰さのみこれなき事に候、易  
経に精気は物となり、遊魂は変を成すとこれあり候、廟を立壇を築在が如く  
祭る時は其所へ鬼神舎集り候、是を精気物と為と申候、祭る人もなく舎るべ  
き所もなき魂気は天地の間に遊行して様々の災をいたし候、是を遊魂変を為



## 【21頁】

すと申候 故に古の聖人鬼神祭祀の禮法を治め置れ候、奥深き道理ありて委鋪

事は平人の知らざる義なり。孔子もいまだ生をしらずいづくんぞ死を知らんと  
宣候。生前の事さえ知りがたく候、まして死後の事は知られぬ儀にて候、聖

人の道は天を敬ふを第一といたし候、鬼神を祭るも天を敬ふ心にて候、天は蒼々として測り知られぬ物にて日月星辰の繋り霜露寒暑の往来 風雷雨霆の变いかなる訳とも知らず奇妙不思議なる物に候、其の内に生ずる人に候故 專天を敬

ひ候、凡天地の間の事一切萬事皆天の仰せ付けられにて候、されば人と

して死を惡み 生を好み 貧賤を厭ひ 富貴を願ひ 福を悦び 殃を嫌はざるはなし、されども生死寿夭 吉凶禍福 富貴貧賤 皆天より受け得たる命数有てひとつとし

て人の心に任せず候、或は父祖の餘慶により生れながら富貴成るもあり、或いは貧賤の家に生まれ後に富貴成あり 富貴の家に生まれて後に貧賤なるあり 是皆天命にて候 天命を受けて富貴なる人は富貴相応の天職あり、奢を尽し 樂みを極る為の富貴にはあらず、我身の逸樂を専らとして世の歎き民の

## 【22頁】

愁を顧みず宮室衣食嗜好に金銀を費やし、酒に耽り色に溺れ 乱舞遊獵に荒みて国政家事の天職を忘れし人は天誅を免るる事能はず、或は国を亡し家を

失ひ或は其身早く死して子孫なし、是皆天命を知らず天福を齎まざる人にて候、天福を齎むとは天より我に授け給う福分に大数の限あり、其福

分を大切にしてみだりに取遣はざる時は我一生に受尽さずして其餘慶 子孫にも及び候、譬えば金銀の如し、一生何百貫と限りたるに其限りを知らず むざ

と取遣ふ時は一年二年に使遣ひ果して其後は一銭なき貧者になり候、又其金銀を大切にして むざと遣はざる時は我一生に用い餘りて 子孫までも伝り候、天

道は福善禍淫とてかりそめも善事を好み人の為世の為になる人は天より福を授け悪事悪心をさしはさみ不義放逸なる人は天より禍を下され候善悪の報其身一生に限らず先祖の禍福子孫にも報ひ候故に積善の家には余慶あり積不善の家には余殃ありと周易にこれ有候か様の道理を能合点して善を修し、悪を

【23頁】

いましめ天命に背かず今日人々のすべき事を勤め其已後は天命に任せ置候を君子の安心と申候、才器量ありて高官重禄を得べき人なれども用ゆる人なきは天命なり、保養を能しても死ぬるは天命なり、儉約を守り無用の費をせざれども不慮の事ありて貧窮になるは天命なり、身に罪咎なけれども君父の難により忠孝のために身を果すは天命なり、貧賤に居ては貧賤を天命ぞと安じ、難儀に逢ては天命ぞと安心し其分際相応に作べき事を力の及ぶ程勤て其上は吉凶を天命に任せ心を苦しめず楽みを失はぬを命を安んずると申候、此外に安心の沙汰これ無く候。

佛家には天命を破して因果を説、業報を談ず。三受引満輪廻転生とて一切の生死苦楽皆業因の所感と観ず、一生の念に引れ生れ替り死替り三界にさまようを生死の海に漂ふと言う、一念五百生繫念無量劫とて一念多念の執着によりいつとなく生死輪廻を出る事あたわず、生死の源を悟り心性の根本を見付

【24頁】

て常に無念無想にして永く生死（を）離れ因果にまっはれず慈悲の心を以て衆生済度の願を起し形を種々に変じ異形異類の行をなしてもとかく衆生の利益になるを誓願とする人を佛とも菩薩とも申候、心湛然として清き水の如く明なる鏡の如く一点の曇なく眼前の虚空の如くなる所を真如界と言。極楽と

言。法性と言。法身如来と言。水の如く鏡の如しと言。姑しばらくの譬たとえ喻えにて候、至極の儀にはあらず。心の根本は有にあらず。無にあらず。色も無く形かたちも無く。佛も無く。凡ぼん夫ぶも無く。迷まよもなく。悟さともなく。煩惱ぼんのうもなく。菩提ぼだいもなし、山河天地。草木禽獸きんじゅう。森羅万しんらばん象しやう。一切諸法皆心の所現しよげんにして奇妙不測しき。言句ごんくの及ぶ所にあらず。心を離れて世界なく。世界を離れて心なし、心の外に佛衆生もなく。心の外に過去未来現在なし、譬たとへば鏡の如し。影を写うつすを以つて鏡あり。鏡の外に影なく。影を離れて鏡なし。影は鏡の影にして鏡は影の鏡なり、心は法の心にして法は心の法なり。影法は一切諸法なり。其心すなわち即すなわち人々本具ほんくの佛性に一切衆生本来成佛と言。有無色相しきそう

【25頁】

を離れたる心なれば成佛と言うも所得無く。悟さとと言うも無所得なり、唯本来の面目自己の心源を悟りて成佛するなり。成佛したりとて再ふたたび此世へ生れず。死ざるにはあらず。生死に心を動ぜず。生は生に安んじ死は死に安んじて生死ともに無念無相なるを生死輪廻りんねを離ると言。是法住法位。世間相常住とて此世界はいつまでも此の世界なり、此の世界の外に別に世界なく生死を離れて別に行き先きもなし。無念無想と言も。一生の間何事も思わず。念を起さぬにはあらず。もし左様の人あらば、死人に同じく影を移うつさぬ鏡の如し。念々生じてやまず、喜よろこびにあへば喜よろこび。怒いかるべき時は怒いかる、是即すなわち真心の妙用なり。されば六祖は百の思想を断ぜずと言。伝心法要には縁えんに遇あば随したがつて応こたじ。縁息やめばば則じやく寂じやくなり。と語り。今の念しばらくも止まらず。未来の念また無なにしもあらず。是を不生不滅と言。心に生死涅槃なし、生死即ち涅槃なり。心に迷悟真妄なし。煩惱ぼんのう即すなわち

【26頁】

菩提ぼだいなり、假かりの世を常住なる物と思ひ。此世界を安楽なりと思ひ。人我がの相そうを立た。此身を淨きよき物と思ふ。心性の源を知らざれば常楽我淨じやうらくがじやう皆顛倒てんとうなり、悟れば

則此身 此世 其まま常樂我淨なり 是を佛の四徳と申候、教家には空仮中の三諦 有門空門 非有非空 亦有亦空の四門を立、一心三觀 一念三千など様々の名数階級あれども畢竟は非三非一 実相中道の理に極りて煩惱即菩提 生死即涅槃を至極とす、密家には諸法本不生の理に拠て十界の當躰を直に毘盧の身土とし 凡夫の三業を即ち佛の三密とする故に即身成佛と言。禅家には纒に文字言句に涉れば 妙心の當躰にあらず 階級を歴て修行に日を暮らすは手ぬるき故直に人々自具の佛性を見付けて成佛す 故に直指人心見性成佛と言。諸家種々の異説あれども皆佛説なり、五時四教大乘小乗などしばらく差別ありといえども眼明らかならば皆大乘なり、眼なければ皆小乗なり、唯一乗にて法に二つなし 只是一音なり、人根に利鈍あるのみ 修行の処は戒定恵の三つにあり戒律を

【27頁】

持ち禅定に入、知恵を琢くなり 或は数息觀 水想觀 月輪觀 阿字觀などの法あり、或いは經を讀 仏名を唱へなどして惡念妄想を拂ふ方便とす、佛は紫摩黄金の膚極樂は西方十万億土にあり 蓮の花に登るなど言は皆方便の説なり、地獄餓鬼畜生等の六道も極樂も皆一心の所現にして心の外は何事もなし、故に經には去此不遠と言。大原問答には極樂とは無想国なり、往生とは頓悟發明の名なりと言。畢竟の所は心性を明らかめ生死苦樂に心を動かさず平生心に事をさしはさまず事をなすも無心にしてなし 万事に執着なく罪業を結ばぬを安心とするなるべし。

老子莊子の道には因果の沙汰なし 一切万物生死寿夭 皆自然の道理にて 天のなすにもあらず 我なすにもあらず 自ら生し自死す 是を物化と言。天地の内は譬へば四方六面の箱の如し、其内に一氣遍満して自然に聚りては人とな

り禽獸草木と也自然に散じては形滅して残らず 形は尽れ共気は尽くる事

【28頁】

なし、**聚**りて天地の内にあり 散じても天地の内にあり **聚**るも散ずるも我に  
おいて損益なし 何ぞ**悦**ばん 又何ぞ**悲**まん、生は我苦勞すべき時節なり 死は  
我休息すべき時節なり、死ぬると言は大きな家内によく寝入りたるが如し  
人の一生は夢の如し、吉凶禍福貧富貴**賤**も亦夢なり 夢中に夢を見て其の吉凶を  
占ふもまた夢なる事をしらず、天地の**鑪**造化の冶工 陰陽の炭を以って万物  
の銅を鑄出す事なれば**聚**散定まりなく 変化測りがたし、変化とは様々に移り替  
る事にて生たる者の死し 壮なる者のおとろえ 菜虫の蝶となり 鳩の鷹となり 雀の  
蛤となる類なり、人も生まれ 先きはいかなる物なりけん 死たる以後は馬になる  
べきや 鼠になるべきや 木草になるべきや我しらず、唯其の日々の我が分際を安  
んじて外を求めず 心を痛めぬを道とす、死生も亦大なり しかも是と変ずる事あ  
たはずとて 生死程の大事なれども **曾**て心を動かさず、まして其外の苦樂貧富  
に心を動かさんや 是を安心とするなるべし。

【29頁】

右生死安心の沙汰 聖人の道 佛家老莊家の大意 **如此**に候、**猶**此外に大切  
の心得**有**之事に候、聖人の道は天下を安んずる道にて候**故** 仁徳を第一と  
いたし候、仁徳と**申**は世界の人を我子の如く不便に思い、人の為に我身の**艱**  
苦を厭**はず** 世を助け人を救い候を仁徳と**申**候、佛の道は慈悲を専らといたし  
候、慈悲と**申**も一切衆生虫蟻草木までも我身に**替**て憐愍する事にて候、**道**  
家には無我無欲にして物と争はざるを第一といたし候、無我とは一切万物を我  
と同躰一身なりと思**ひて** 人を**そ**だて我身を**謙**る意にて候、さればいか程身の行  
**ひ**宜しく 心正しく候ても 世を助け 人の為になる **志**なき人は無用の人に候**故**  
賢人君子とは申さず候、生死の源を悟り心性を明らめ候ても 衆生済度の**志**な  
け 介



きを声聞心と申候、たとひ五逆十悪の罪人は成仏するとも 一度声聞の見到墮  
せし人は成仏なりがたしと佛も説置れ候、道術を学び長生不死の旨を明ら  
め候ても 萬物一躰の心得なく 我を立私欲ありては虚無自然の道には至られず候、

【30頁】

然れば孰れの道にも我を捨て世を救ひ人の為になり候を第一といたし候 此心  
得無之候ては、生死安心の沙汰も無益の至に候故 序乍ら申進候、猶又  
不審も候はば可仰蒙候 仏老の道 大略は右の通に候へども 猶委しき事は其家  
々の人に御尋ね成られ可く候 以上

蔣詡が竹下の逕は塵外の友 唯二人ありて 漫りに行通ふ人なし、陶淵明が松竹  
菊の逕は別に一家の乾坤をなして、或は危き邦を去り 或は不義の禄を食  
ざる高尚の棲なり 予が三逕は然らず、中華に聖人の道あり 黄帝老子の  
道あり 佛の道あり、黄老の道は昔より許由巢父下随務光などの如く世を離れ俗  
を絶 輩あり、老子莊子列子に至りて書を著して其旨を述べたり 静清無為を宗  
とするゆへ前漢の文景帝の如く其道を以て国家を治めし人もあり、晋の代に  
専ら虚無の空理を談じ一種の風俗をなせり、支道林竺道生道安僧肇の輩 皆清談  
に預りて老莊の文字をかり 佛理を明せり、後世又道観あり 道士是に居る

【31頁】

せいぎゅうはたいようかいをわたらず

神仙不死の道を修し 祈祷追福を業とす、青牛不渡大洋海とて此方には道教なし  
間 老莊の書を讀て其の道を慕ふ人有、仏道は秦漢の時より 粗中華に伝て後漢の時  
僧等来しより後

経像梵

南北朝に至り其道大に弘通せり、道観仏寺 道士僧人 大むね似寄たる物なる  
ゆへ、常に道釈の争ひあり 北朝魏周の代 仏法を破滅せしも 皆道教を荷擔せしゆ

へなり、儒者の佛法を破するは梁の荀濟 唐の傅奕 韓愈等なり、是皆其旨趣ありて一概の論にあらず、宗朝の諸儒異端なりとして一向に論破せしは其性理の学 仏法に似寄たる故なり、いづれの道も末流に至りては弊なき事能はず其弊のみを挙て是を誘るは不情の甚だしきなるべし 諸子百家孰れも人情に本づき物理を推て建立したる道なれば其短きを捨、長きを取らば何益なからん 君に仕へ父母に事り 国天下を治め 家を整ふる事は聖人の道を至れりとすべし 或は愚俗を勸化し かたましき嫗嬢を誘かんには地獄天堂の教も何か不可ならん 或は世に望みなく又は時にあらず 年老て家を譲り 勤むる業なく 常に徒居せん

【32頁】

人の仏の道に入 老荘の教へに学ばんは誠の楽みなるべし 又此方の儒者は六経を明らかにし 博く古今に通じたる人も其道を世に行ふ事難ければ 常の士大夫とは様替りて 出家道士の類なれば 何ぞ其道の同じからざるを論ぜん さらばとて三教を一致なりとするは林子が陋見なるべけれ、心あらん人其好む所に任せて各其道に入る しるべともならんかしと拙き筆に載るは誠の逕なるべし。

于時宝曆十壹禩歲舍壬巳冬十月上 日  
注参照 中撰

山科榮陽藏 落款

【注】「十巻」と「壬巳」はその他の文字と墨色が異なる。後で書き込んだものと考えられる。また、宝曆十一年は辛巳である。山科榮陽藏とは山科太室（眞通、玄祐、天明九年歿。五十一歳）の事か。この部分は謎が多い。

波田家の祖 与一兼国は益田家八代兼胤の末子である。秦氏を継いで益田家に仕え、石州波田郷を領したので姓を波田と改めた。十三世太郎右衛門の時 益田氏に従って須佐に移る。

十八世重内兼厚、宗学兵学に通じ、増野氏の女を娶って三男四女を挙げた。長子貞父 字は与市 諱は守節 幼少より学を好んで諸学に長じまた京都に遊学して武

【33頁】

術にも秀で名声高かったが不幸にして病を得、いまだ家を続かずして宝暦五年四月二十七日歿、享年三十才。(一七五五)

【34頁】

文化十年並びに其後追々仰せいだされ  
品定め御目付四ヶ条共に

【35頁】

文化十年並びに其後追々仰せいだされ  
品定め御目付四ヶ条共に

一、諸士中男女衣服、上着、下着、裏表共、木綿、是れまで御定の通り相違無く候

公儀御付出し相成り候女儀衣服、日野紬の肌着、差免され  
これあり候処、過る辰の年(文化五年)公儀御品定に、右の



類差止められ候通り、仰せいだされ候え共、以来着用無用たる可く候事。

付り、婚礼の節新婦の衣類尋常の通りたるべき事。

付り、無給御家人御中間、町浦地方役人以下鶯色板櫛子

惣て目立候染色差止められ候 尤も、妻女の儀は苦しからず候事。

付り、諸士中召仕いの男女同断(前の通り)

一、帷子は半晒、下値の晒までは差免るされ候、女中帷子縫模様縫紋、鹿の子類其の外高値の染一向に差止められ候事。

【36頁】

付り、無給の御家人の儀は地布に相限り候事。

付り、諸士中召仕いの男女同断

一、上下横麻自紋の文は勿論、是迄拝領の分持ち合せこれあり候とも以来着用差止められ候事。

一、羽織袴表裏共に勿論木綿たる可し 夏袴・京人類差止められ候事。

付り、拝領の分たりとも御法度の品着用差止められ候事。

付り、法躰(体)の銘々は、御紋付の御羽織其のまま着用仕り候儀苦しからず候事。

一、諸士中男女帯の儀は、縮緬羽二重以下御領内において差免るされ候事。

付り、抱帯類同断

付り、萩においては公儀付出し仰せつけ候人数の外は日野紬

たる可く候事。

付り、家業人男女の帯、京入嶋横紬の類は差免され候事

【37頁】

付り、無給御家人御中間、町浦地方役人以下の男女帯木綿たる可き事。

付り、諸士中召仕の男女同断

一、諸士中男女両羽織、襟物衣束と雖残らず天鷲織（ビロード）差止められ候事。

付り、無給の御家人、御中間町浦地方役人以下の男女、両羽織

襟物衣束絹類一向差止められ候事。

一、七拾歳以上隠居の男女、十歳未満の男女子の儀は本人同様の御定仰せつけられず候えども目立候衣類は用捨ある可く候事

一、覆面袖頭巾、もとより御法度の儀に候、右の外面部を隠くし候類弥以って差止められ候事。

一、諸士中日傘一切御制禁仰せつけられ候事。

付り、諸士中の女儀並びに拾歳未満の小児、僧尼の儀は制

外の事。

【38頁】

一、櫛、笄は木類、水牛に限るべし、尤も唐木類並びに蒔絵彫物一向差止められ候事。

付り、家業人以下白木塗木等の櫛・笄たるべき事。

付り、女の髪、絹類一向差止められ候事。

一、諸士塗木履物一向差止められ候事。

付り、諸土中の女儀並びに拾歳末満の小児僧尼の儀は制外の事。

一、入家婚禮並びに佛事共の外有限案内の供応客、およそ

四・五人に限り菜数一汁式菜外香物酒三べん吸物一種肴一種、軽き菓子一種たるべき事。

付り、他所客の儀は菜数制外の事に候えども質素の御家風

用捨無き事に候えば成るべく程省略これあり候事。

付り、佛事の節酒差出し候儀堅く差止められ候事。

一、歳暮其の外音信贈答の勤合親子兄弟贅舅、本家

末家契約間其の外にても厚い由諸これある間柄の儀は似合の取遣い勝手次第、尤も右の中迎も成るべく程は省略これあ

【 39 頁 】

る可く候事。

付り、医家並びに旦那の寺社へ謝物同断

一、礼銭香典の儀は親類其の外にても是までの通り取遣い差

止められ候、尤も百足以下身分相応を以つて取遣いつかまつ

る可く候、其の余過分の事に候時は却つて実儀を失い風俗を

乱し候基にて候条其の心得肝要たる可く候事。

一、法事備(供)え物忌懸並びに飾台、本家末家契約由緒これある

家人まで差止められ候、右の間柄にても成る可く程は省略こ

れ有る可く候事。

付り、右供え物親子夫婦は贈経其の余は線香木の實、

手軽き品相供えらる可く候事。

一、寺社勸化御制禁の事に候、仮令(たとえ)志願これある志しの

施物たりとても御時節柄に応じ身代相應の差別これある可く候事。

一、御儉約中御家人・町・浦地方共新作事差止められ候

【40頁】

尤も火の用心として用立候か又はよんどころ無き趣これある分は差図を以つて甲出次第御詮議の上差免される可く候  
修補、取繕いとしても物数寄についての儀は省略これある可く候、然れども御領内の儀は御国境、旅人往還繁き所柄に候えば小破の修補怠たり申さず門前廻り其の外見苦しきこれ無き様常々心配り肝要に候事。

一、染物其の外万買調物相成る可く程は御領分において相調え他国地所より買求められまじく候、然る時はおのずから御領分繁昌の基に候条其の心得これある可く候事  
付り、染物其の外万売物類、色、品、値段、不相応これあるにおいては御沙汰に及ばれ紺屋店主等迷惑仰せつけらる可く候事

く候事

文化十年酉の正月

御内意御触書案

今般公儀より衣服着用方御触これあり候に付き御内輪御

【41頁】

家来中の儀も末々に至るまで御法度の品は勿論 たとえ襦袢の襦袖たり共絹類一向差止められ候、尤も諸士中男女帯の儀は御定の品苦しからず候条仰せ出だされの旨以来淫りにこれあるまじく候、依つて心得の為先ず内意申達候事。

天保十一年子の八月

品定先年以來度々手堅く仰せ出だされ歴たると雖も然るに当時風俗御取締りに付いて 共の段公儀嚴重仰せ出だされ、上下において只今難叶時宜趣もこれ有り 此の度思召しを以つて公儀仰せ出だされの御法度を受けられ、左の廉々改め仰せつけられ候、此条数の外は文化十年の御法相違無く候事。

一、七拾歳以上の隠居男女共、日野紬の肌着きつ御領内においては差免され候事

一、男女子共に三歳までは是までの通り帯放し 以後は大人同様の事

一、諸士中日傘一切御制禁仰せつけられ候事

【42頁】

付り、諸士中の女儀並びに三歳未満の小児僧尼の儀は制外の事

一、人家婚礼並びに仏事其の外有限案内の供応客およそ四・五

人に限り菜数一汁式菜外に香物酒三遍ん吸物一種肴一種

軽き菜子一種たるべき事

付り、他所客同断

一、寺社勸化一向差止められ候事

右の通り仰せつけられ御目代方えも吃度詮儀仰せつけられ

候条よくよく相心得らる可く候、尚又公儀よりも**在方**

至るまで巨細御詮儀仰せつけられ候趣に候えば、**若し不**

都合これあり候ては第一御為筋宜しからず、たとえ御

宥免の品たりとも大小身或いは頭人手付の並びもこれ有る

儀 相互いに身通り夫々相考え 謙退用拾の心得肝要たるべく候、尚又勝手向潤澤等に仕せ 不相応の儀これあるまじく候、尤も是までは御ケ条讀知仰せつけられ候えども 此の度は御改めの條数余分これ無き儀に付き 此の段触れ及び候事

【43頁】

天保十三年 寅（一八四二）

御目代四ヶ條覺

一、此の度仰せ出だされ品定此條数の外は文化十年の御法相違無く候様仰せ出だされ候処、酉の年品定四ヶ條の内に帷子襟裏・袖裏の儀は日野紬以下差免されこれ有り候処天保十一年の御法度、仮令襦袢の襟袖たり共絹類一向差止められ候えば帷子草物襟裏・袖裏たりとも絹類一向相用いられず候儀にて御座有る可きや。

勿紙に、本書の通り尤も帷子草物等の襟裏・袖裏の儀

は目立たず日野紬以下差免され候事

一、諸士中の妻女、京入嶋相用いられず儀にて御座有る可きや勿紙に、本書の通り相心得らる可く候事

一、男女子共に三歳までは是までの通り帯放れ 以後は大人同様と仰せ出だされ候、三歳までの儀は上着、下着とも京入嶋襟・袖紐等に日野紬以下相用の儀は苦しからず儀

【44頁】

に御座候や。

付り、百十日社参り等の節 産衣日野紬相用い候ても然る可き儀に御座候や。

付り、家業人小児の紐相用儀は苦しからず儀に御座候や  
付り、産衣の儀は以かに仰せつけられる可きや。

勿紙に、本書三歳までの儀は上着・下着共に京入嶋襟袖

紐等日野以下苦しからず候事。

付り、百十日社参りの節産衣日野紬以下苦しからず候

尤も家業人の儀は日野紬紐苦しからず候えども産衣

の儀は木綿の外相成らず候間左様相心得らる可く  
候事。

付り、無給御家人、御中間、町浦地方役人以下拾歳未

満の小児、日野紬の袖裏帯紐等差免されこれあり候処

天保十一年諸土中の妻女絹類一向差止められ候え共

三歳未満の小児にても絹類一向相用いられず儀にて御

【45頁】

座有る可きや。

勿紙に、本書拾歳未満たりとも、帯放後の小児は絹類一向

相成らず候、尤も三歳の儀は是まで通り相心得ら

る可く候事。

一、諸土中日傘一切御制禁仰せつけられ、諸土中女儀並びに三歳

未満の小児僧尼の儀は制外の段仰せ出だされ 家業人

の妻女日傘相用いられず儀にて御座有る可きや、尤も

白張の傘相用の儀は苦しからず儀にて御座候哉

勿紙に、本書の通り是までの通り諸土中の儀苦しからず候、

家業人の儀は一統の沙汰に及ばず 尤も飾り等

これ無く、白張の分は知行持に限り相用苦しからず候えども扶持方より無給に相成り候ては差止められ候間此の段相心得らる可く候事

一、諸士中羽織の紐絹苦しからず儀にて御座有る可き哉  
付り、家業人以下絹紐如何に仰せつけらる可き哉

【46頁】

勿紙に、本書の通り諸士中の儀は勿論其の以下下連も同様相用候て苦しからず、此の段相心得らる可く候事

一、諸士中塗木履物一向差止められ、同じく女儀並びに僧尼の儀は制外の段仰せ出だされ候処、天鵝織（ビロード）緒相用候ても苦しからず儀に御座候哉

勿紙に、此の條追つてふり紙仰せつけらる可くそれまでは先づ是までの通り。

付り、家業人の妻女白木木履物真田緒等相用の儀

苦しからず儀に御座有る可き哉

勿紙に、本書の通り苦しからず候事

付り、無給御家人、町浦地方役人の妻女皮緒・木綿緒等

相用の儀は苦しからず儀にて御座有る可き哉

付り、家中・長屋者町浦の儀は、木履物雪駄相成らず儀にて御座有る可き哉、尤も挽木履物御免、下駄等の儀は苦しからず儀にて御座候哉。

【47頁】

勿紙に、本書一統相成らず候、尤も時により用便として挽木履物御免、下駄の類相用候とも是まで行形の通り



相心得らる可く候事

付り、長屋者とても侍分に召仕、仕成等これある分は家業

人同称の沙汰にて苦しからず候事

付り、妻女の儀は木履物雪駄苦しからず儀にて御座有る可

き哉

勿紙に、本書の通り苦しからず候事

一、真宗一統妻女衣服の儀は諸士中の妻女同様と相心得居

候て然る可き儀に御座候哉

勿紙に、本書御沙汰に及ばず候、然るとも衆並びに余儀の儀

これあるにおいては、相糺し申し出でられる可き事

一、社人妻女衣服の儀は諸士中妻女同様と相心得居然る可く

儀に御座候哉

勿紙に、右同断

【48頁】

一、在郷住処の神主神官の妻女の衣服地下役人の妻女同様

と相心得居然る可く儀に御座候哉

勿紙に、右同断

一、無給御家人御中間町浦役人以下男女の帯木綿たる可く

候様仰せ出だされ、二重形更紗形等相用候ても苦しから

ず儀に御座候哉

勿紙に、本書の通り木綿の上数多くの種類沙汰に及ばず

候事。

天保十三年

寅の七月

御家来中並びに地方町浦男女衣服其の外品定の儀は前書の通り、追々手堅く仰せ出だされ、御改革以来は一入嚴重に相心得申さずては相濟まず儀に候処、年月相立 近末に至候ては間々不心得の向もこれあり哉に相聞え 第一当時公儀においても毎々嚴密に仰せ出だされ候処 却つて御内論においては、御家

【49頁】

政の緩みとも相見え候ては甚だもつて相濟まされず事に候、これに依り心得違いこれ無き様過る文化五年より追々仰せ出だされの次第前書の通り 且此の度御改め個条を以つて沙汰仰せつけられ候条 以来此の旨相守り不心得の儀これありまじく候事

一、居宅表向有がかりの通り取繕いは格別 僅かにても趣替りに取繕いの儀は先ず達して物筋申し出で差免るされ候上作事これある可く候事

一、家業人妻女、履物緒、皮類、木綿たる可き事

嘉永六年丑の二月（一八五三）

【50頁】

○三蔭山招魂社建設の次第

○三の逕序

文化十年並びに其後追々仰せいだされ

品定め御目附四ヶ條共に

以上資料三点 伊藤清久氏提供

# 復刻あとがき

Version 1.0

し守年藤 へ てとこ はの な へ  
 か節前家三 `読の 須順 へ へ 温  
 しがの蔵の こ者う 佐に品文三三 故  
 注書宝書逕 のにち の本定化の蔭 へ  
 意い暦の へ `大特 伊文め十逕山 第十二号  
 深た四原は あきに 藤が御年序招 へ 魂  
 く序年本実 とがな へ 清始目並 へ 社  
 見文へはは 誤三 久ま付び へ 建  
 るが一波瀧 へ 解の がてケ其 設  
 と冒七田鶴 をを逕 提い条後 の次第  
 `頭五へ台 へ 与序 供ま共追 の次第  
 末に四秦が へ けるは 恐こ  
 尾追へ書 へ ことこれの  
 に加に守い へ にあま 復  
 山さ筆節た へ しる復 と刻  
 科れ写が文 へ ましと 考す  
 榮てし亡章 へ た考す へ える  
 陽いたくで がまもなす へ 予 へ 伊

こ蔵のそこ 入 のり藤誤はこ  
 と書でのれ れ秦後守清解波れ  
 にの `外で ま守に節久し田で  
 し原今に編 し節挿が氏て守は  
 ま本回も集 たへ 入書かし節余  
 しに復色上 ををさいらまが程  
 た忠刻々の 削れたもい書注  
 `実に改最 除て序うまい意  
 に当良大 しい文へすたし  
 書つすの `たを度 `文て  
 きてべ問 末へ加原そ章読  
 改はき題 尾宝え本こでま  
 め `点は の暦 `をで筆な  
 元出が解 山四鶴拝 `跡い  
 の来発決 科年台借今もと  
 姿る見し 榮冬がし回彼、  
 をださま 陽十書て `の `  
 取けれし の二い `須も三  
 り伊また 文月た原佐のの  
 戻藤しが 章長本本のだ逕  
 す家た ` を門文通伊とへ

所 筆宝逕と揮  
 が 跡暦へ 記禿  
 `は十はし筆  
 へ 山一波て者  
 科年田い也  
 榮へ守まへ  
 陽一節すへ  
 の七が `禿  
 も六写つ筆  
 の一しま  
 で `たり自  
 あに写 `作  
 る書本伊文  
 事に写更家を  
 なしに蔵謙  
 りた山書逕  
 ます `の榮 `た  
 `が之へ

「温故十二号」  
 平成八年十二月  
 須佐町郷土史研究会 発行

文修ら → 守春た章にで所は享年戊原まつが例ま陽たなう以ま → しな唯し遣な起記え出代原 → のま  
と正し温 °節一もは及すで元保へ午文し → 広えせ蔵 °おに上し温いく → たいし源しば来仮文温逕ず  
合しく故 が → の一びが瀧文年一春でたと辞ばんのル、しのた故の → °のまがた原る名の故 → 文  
わて、 写七で七ぬ、鶴三間七 → は °な苑 → °三ビ原ま修が → でな有 まし同個文だ遣文 → と章  
ない、編 本二し三 → 序台年に一と鶴 つに而そ人は文し正全に現ど之 → またじ所のけい字は修の  
いま享集 し → よ八と文はへは六な台 ては立れの旧にた。点ては代返 → 原 ° → は → 原に、原正標  
しす保者 た → う年書 の宝一戊 → づが い → でう仮付 まジは現ち名け すり原代、遣ら のユ文仮誰いれ  
、 °戊も 時が °、か 永七午かて書 まジは現ち名け すり原代、遣ら のユ文仮誰いれ  
幾し申日 に正私つれに六三のらいい 朱補欠表必あ にい → 戻し温にまなや °の逕序 → 三  
らか十付 書し達まで、今年八月二年また でウで名がでた、 → は遣付、ル → で → いけ鶴ビ  
鶴し三の 間と日元ま → 年一 → 立七。りへしの じはジにた台も りなりしも、復 つくウまの守刻  
台、年間 がこ → 違 えいは三か → 〇 ま → か日 りなりしも、復 つくウまの守刻  
優の七に たま → 年ら → 九 せ七し付 りなりしも、復 つくウまの守刻  
秀日 → 一に のす元 → 三 → 〇 せ七し付 りなりしも、復 つくウまの守刻  
な付八付 で °文書二十生 °五享 → とじでた判、ま よ り 難れ  
青で → 付 し波戊かのオま 戊 → 保享 とじでた判、ま よ り 難れ  
年は → い よ田午れ文 → れ 午の元保 しりす、り榮し

瀧 るあ巻にぶ広安 つ々し世進に声う広のてる頭、長に瀧 行ま家すイ字頁伊 節筆の郎、 →  
鶴 °り、精 °汎永て揚侍子む遊大 °政ち其 °氏名人詳鶴 のす蔵 °んを冒藤 のに序編長三  
台 °三し藩に二之が講に °びい享に山の幼、は名し台 文 °書若で左頭家 写な文 → 周の なあ  
の 昭之く主し年をと授既更に保聘県姓に父長辞くに ははそ、な、捺書 は原付収書 → は たと  
妻 和逕医重て正待 °すけにに興中せ周をし市愷典紹つ 一最がこい裏さの 何本けめ → は だして  
た 三 → 術就四月つ列 °しし江る江ら南冒て右、 → 介い 体後波のでかれ、 処でらら全徳 して  
け 年 卷を屢部二 °藩江むて戸 °戸れにさ穎衛字 → 五 → 五 → れは 何の田落しらた三 にはれれ2山 よも  
へ 十、窮々の十米主戸 °藩にのに居従し敏門は → 五 → 五 → れは 何の田落しらた三 にはれれ2山 よも  
世 一 九め召書四沢のに明主赴ち役る学む、の弥 → 一 → 八 → い防 〇の節がうた款逕 るりいいマ う。十  
良 月 州、しは日侯延在和毛き再しこす °学一八 → 一 → 八 → い防 〇の節がうた款逕 るりいいマ う。十  
氏 十 紀まで勿歿上請る二利てび服と °初を子、 → 一 → 八 → い防 〇の節がうた款逕 るりいいマ う。十  
も 日 一書道旁年治る年禄就帷田南年成小むり台 → 一 → 八 → い防 〇の節がうた款逕 るりいいマ う。十  
賢 特 卷にを国六患者、を召をに郭、り倉 °、と → 一 → 八 → い防 〇の節がうた款逕 るりいいマ う。十  
夫 旨、 °問史十優皆交給し下帰のそて尚藩宝号 → 一 → 八 → い防 〇の節がうた款逕 るりいいマ う。十  
人 正老著う律五待師友してしり門の右斎医永す → 一 → 八 → い防 〇の節がうた款逕 るりいいマ う。十  
と 五子す °令 °尤賓広大儒従、に地田に瀧六 → 一 → 八 → い防 〇の節がうた款逕 るりいいマ う。十  
し 位抄所最和鶴ものく組家学ま遊子邑師養年本 → 一 → 八 → い防 〇の節がうた款逕 るりいいマ う。十  
て をそ文も歌台至禮名士に者たぶ弟主事正秋生 → 一 → 八 → い防 〇の節がうた款逕 るりいいマ う。十  
有 贈の集仏にのるを声に列日長 °に毛し養には → 一 → 八 → い防 〇の節がうた款逕 るりいいマ う。十  
名 ら他十学及学 °も益班しに崎名教利、う生引、防下

なあ  
かつ  
つた  
たど  
でし  
てよ  
も  
う。十  
九  
才  
で  
は  
こ  
の  
文  
章  
は  
書  
け

(第22代) 兼資 (義方)

千吉、八三郎、太郎右衛門

(第20代)

東吉、東九郎、東介

【注】通と兼強は兄弟

(第21代)

兼強

女子女子女子女子  
守節(与市)  
徳実(19代)

兼虎 (東作)

須佐訂誌 145頁参照

(第18代) 兼厚 (与一郎、重内)

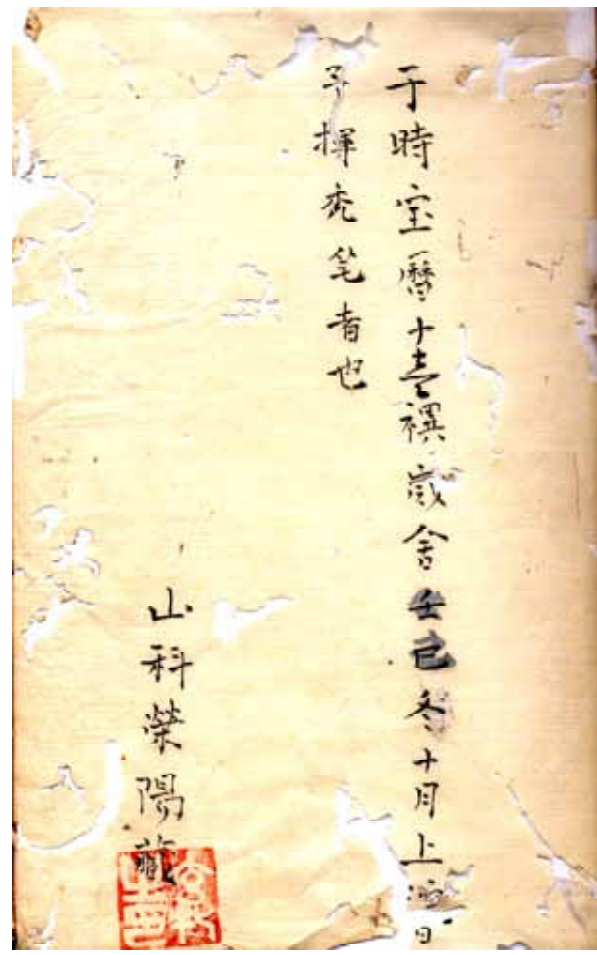
兼任 有則

波幕尾波 田末に田 家に解守 の活説節 系躍がに 譜し付つ をたいい 迎波てて る田いは と与ま、 次一す温 のへの故 通兼で、 り明省の で、略、 す。温し三 人まの、 す逡 ま、。 で以の 下末

にしか白いた今初とき造やしすいば見よ、まで なくへいの、でのきにつまとと毬なてい第し尋 るてつ毬をけはうにはてち後、をり、習十た常 もてをはれ両ちは、たを悔妻落ま善慣九、小学 の、見出づど方は、赤も少すはしせいを 学校 修身 巻四に 次の ような 文章が あり で習てしかもが赤白いとくる顔まん行造よ、をるい ず慣、てし白やいい毬へしこをし、をるい ない台思毬とばに糸れうがか、鶴とは慣 ね行にひが同か糸をてと多く鶴台めつを を見ま赤じりを巻お思うし台の、ね造れ ほとま、毬のききそ、ぎ、あがる自 どめし、よ大きくそへわ赤い、や或い分 なるたとりきなへ、るいま私し日行を 感こ、い大さりて善い毬すはんたをふ じと自つきにまぬい心と、あでもさり なは分てくなしま心が白そやたとけか い初を、なりたす、が起いれまづかなへ やはふ別らまが、起る毬でちねらけつ う苦りになし、るとをあをま赤れて

究、こ、で復の、解刻、明あ、の、都、度、版、を、改、め、た、い、と、思、い、ま、す、。 研、

(栗山展種記)



しま66号最 よし頁太後 う、)室に か捺の、山 。さ事一科 れで七榮 てし三陽 いや八と るう、は 落か、誰 款、七か は未八、 だ九山 玄確、科 牝認、真、 須通、 でき佐( はな育字 ない英玄 いで館牝、 居、

(第24代) 兼明 (与市、温人)

兼善 八助

(第23代) 兼敬 (与八、兼行)

兼敬之、権五郎、熊介